



昭和から平成、そして令和へ。

森林 保険

台風・山火事等の災害による
森林の損害への備え

昭和12年に森林所有者の皆様の声により生まれた
公的な保険制度である森林保険は、80年以上にわたり森林の災害に備える
唯一のセーフティネットとして皆様と共に歩んで参りました。

加入できる森林は？

人工林を対象として
います。



誰でも申し込める？

個人、法人を問わず
どなたでもお申し込み
いただけます。



相談・申込先は？

最寄りの森林組合、
森林組合連合会に
お気軽にご相談下さい。



国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険センター

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66番地2（興和川崎西口ビル9階）

TEL:044-382-3500 URL:<https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/>

台風や集中豪雨、火災など万が一の災害に備えることができます。



森林保険イメージキャラクター
マモルくん

森林保険は、「森林保険法」(昭和12年法律第25号)等に基づき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を総合的に補償するもので、森林所有者が自ら災害に備える唯一のセーフティネットです。

保険金のお支払いの対象となる8つの災害



保険金のお支払い例

水害

◆我が国で多く発生する台風などに伴う豪雨は水害の主な原因となります。

豪雨による水害で46年生のスギが流された場合…

► 契約面積 : 17.05ha	お支払いした保険金	1ha 当たり お支払いした保険金 約216万円
► 実損面積 : 2.94ha		
► 付保率 : 70%	約636万円	年間保険料 6,489円

雪害

◆間伐直後の森林は、雪害や風害などの被害にあう危険性が高くなります。

豪雪により54年生のスギに幹折れや幹曲がりなどの被害が発生した場合…

► 契約面積 : 6.23ha	お支払いした保険金	1ha 当たり お支払いした保険金 約320万円
► 実損面積 : 2.14ha		
► 付保率 : 100%	約685万円	年間保険料 9,600円

干害

◆植栽後、樹冠が閉鎖するまでの間(1~20年生)は火災、干害、凍害などの被害を受けやすくなります。

乾燥により、植栽直後の1年生のヒノキが枯れた場合…

► 契約面積 : 6.04ha	お支払いした保険金	1ha 当たり お支払いした保険金 約101万円
► 実損面積 : 1.75ha		
► 付保率 : 100%	約177万円	年間保険料 2,722円

- ◆保険料は地域による区分や払込み方法によって変わります。
- ◆お支払いする保険金は、ご契約の保険金額と損害の程度によって決まります。
- ◆壮齡林(スギ60年生以上、ヒノキ65年生以上、広葉樹35年生以上など)では木材の市場価格の動向で保険金が変動します。

※写真はイメージです。

あなたの希望に沿ったスタイルで ご契約いただけます。



ご契約の例 (地域区分※Cの場合)

保険金額(契約金額)及び保険料は、樹種、林齢、契約面積、契約期間等によって異なりますが、
契約面積1ヘクタールについての補償プランの事例は次のとおりです。

CASE 1

長期の一括支払いでお得！
スギ 付保率100% 1年生から5年間契約

林 齢	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生
保険金額	101万円	119万円	144万円	166万円	188万円
毎年の分割払い (継続割引適用)	5,413円	6,188円	7,488円	8,632円	9,776円
5年一括払い	Price Down 5年一括払いの場合3,222円お得！				5年間で34,275円

付保率
100%

万が一のときの
お客様への補償限度額

5年間で
37,497円

お客様に
お支払い
頂く金額

付保率
50%

万が一のときの
お客様への補償限度額

5年間で
33,227円

お客様に
お支払い
頂く金額

CASE 2

間伐後の災害に備えた加入もオススメです！
ヒノキ 付保率50% 35年生から5年間契約

林 齢	35年生	36年生	37年生	38年生	39年生
保険金額	159万円	171.5万円	171.5万円	171.5万円	171.5万円
毎年の分割払い (継続割引適用)	6,407円	6,705円	6,705円	6,705円	6,705円
5年一括払い	Price Down 5年一括払いの場合2,621円お得！				5年間で30,606円

CASE 3

ご予算を優先！
付保率を変えることによりご予算に合せてご契約いただけます。

条件	ご予算: 約5千円/年	ご予算: 約4千円/年	ご予算: 約3千円/年
◆ 樹種 : スギ ◆ 林齢 : 1年生 ◆ 面積 : 1 ha ◆ 保険期間 : 1年	保険金額 : 1,010,000円 付 保 率 : 100% 保 険 料 : 5,413円 	保険金額 : 808,000円 付 保 率 : 80% 保 険 料 : 4,330円 	保険金額 : 505,000円 付 保 率 : 50% 保 険 料 : 2,706円 

保険料の計算は、森林保険センターのホームページからも行えます。

<https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/>

森林保険

検索



※地域区分………保険事故発生危険度の地域による相違により、保険料率の適用地域区分をA・B・Cに区分しています。

保険料率や地域区分は、都道府県毎の災害発生状況を速やかに反映させるため、5年毎に見直しを行います。
(最終改正：平成31(2019)年4月)

付保率………標準金額に対する保険金額の割合です。お客さまご希望の付保率によりご加入いただけます。例えば50%加入(付保率50%)
は標準金額に対する保険金額を50%にすることにより、保険料も50%となります。

標準金額………個々の契約ごとに保険の目的の樹種、林齢、面積、立木度に応じて保険金額の標準により算出するもので保険金額の上限となります。

保険金額の標準………あらかじめ森林研究・整備機構が樹種・林齢別に1ha当たりの標準的な森林の価額を定めたものです。

ただし、契約対象となる個別の森林毎に評価することも可能です。

2019年4月からの改定制度の内容について

- ①保険料率の見直し
- ③長期割引率の見直し
- ②継続・花粉症対策苗木割引の新設
- ④複数契約の始期日を統一する仕組みの導入

保険料及び保険金額

申込時に払い込む保険料は、設定された保険金額に対して保険料率(保険金額1,000円につき年間1.29円～5.36円)を乗じた金額となります。保険料率は、都道府県別・樹種別(針葉樹・広葉樹の別)、林齡別(5年生以下・6年生以上)に定めています。保険金額は、標準金額を上限として任意に設定できますので、詳しくは最寄りの森林組合等までご相談ください。保険料は、損金算入することができますので、詳しくは税理士等にご相談ください。

次のような事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。

〈保険金支払いの対象とならない損害〉

- 倒木起し等通常の林業的手段により復旧可能な損害
- 補植等の必要もなく、成林に支障のない程度の軽微な損害
- 立木の枯損の主たる原因が、適地適木の誤り若しくは苗木、植付、育林の不良等明らかに造林技術上の欠陥によるもの又は病虫害等によるものと認められる損害
- 1月～7月植えの場合は植栽年の12月末、8月～12月植えの場合は、植栽翌年の10月末までの間に活着不良等により通常生じる枯損による損害

〈保険金支払責任を負わない場合〉

- 損害が保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じたとき
- 保険契約者又は被保険者が、ご契約森林に損害が生じてからその通知をせずに3年(平成22年3月31日以前の契約については2年)経過したとき
- 損害が戦争その他の変乱又は地震によって生じたとき
- 保険金のお支払い額が1契約内訳当たり4,000円未満のとき

お申込みの流れ

①お申込みのご相談

まずは、最寄りの森林組合、又は森林組合連合会まで、ご相談ください。

ご相談時にはお見積もりに必要となる以下の項目をお知らせください。

森林が所在する都道府県　樹種　林齡　面積

②契約内容のご提案

ご相談内容に応じて、お見積もりをご案内させていただきます。

③お申込み

お申込み内容をお決めいただき、申込書にご記入、ご捺印ください。

お申込みにあたっては、必ず、森林保険契約重要事項説明書をご確認ください。

※申込書のご提出と併せて保険料をお支払いください。

保険料の支払日が申込日となります。

※保険期間の始期(希望日)の設定については、申込時に窓口にご相談ください。

④ご契約成立

手続きが完了しましたら、森林保険センターより、保険証書をお送りいたします。

※保険証書は大切に保管してください。

保険金の受け取り手続き

①災害発生の確認

ご契約地で災害が発生した場合は最寄りの森林組合、又は森林組合連合会までご連絡ください。

②森林保険損害発生通知書の提出

森林組合等からの案内に従って、損害発生通知書にご契約の証書番号、災害種などをご記入のうえ、ご提出ください。

③森林組合等による損害調査

森林組合等が災害発生地の現地調査を行います。調査結果からお支払いする保険金額を決定します。

④保険金のお支払い

手続きが完了しましたら、森林保険センターより保険金をお支払いいたします。

※森林組合及び森林組合連合会は、森林保険センターとの委託契約に基づき業務を行っております。

※大きな災害が発生し、保険金の支払いが多大となった場合も安定した運営が確保できるよう国による債務保証等が法律に規定されるなど、国の関与のもとで公的な保険制度として運用されます。

※保険金のお支払い先は、被保険者(森林所有者)に限られます。

災害時にお支払いする保険金

$$\text{損害額} \times \frac{\text{保険金額} \text{ (保険価額が上限)}}{\text{保険価額} \text{ (損害が生じた地域及び時点における森林の価値)}}$$

連絡先